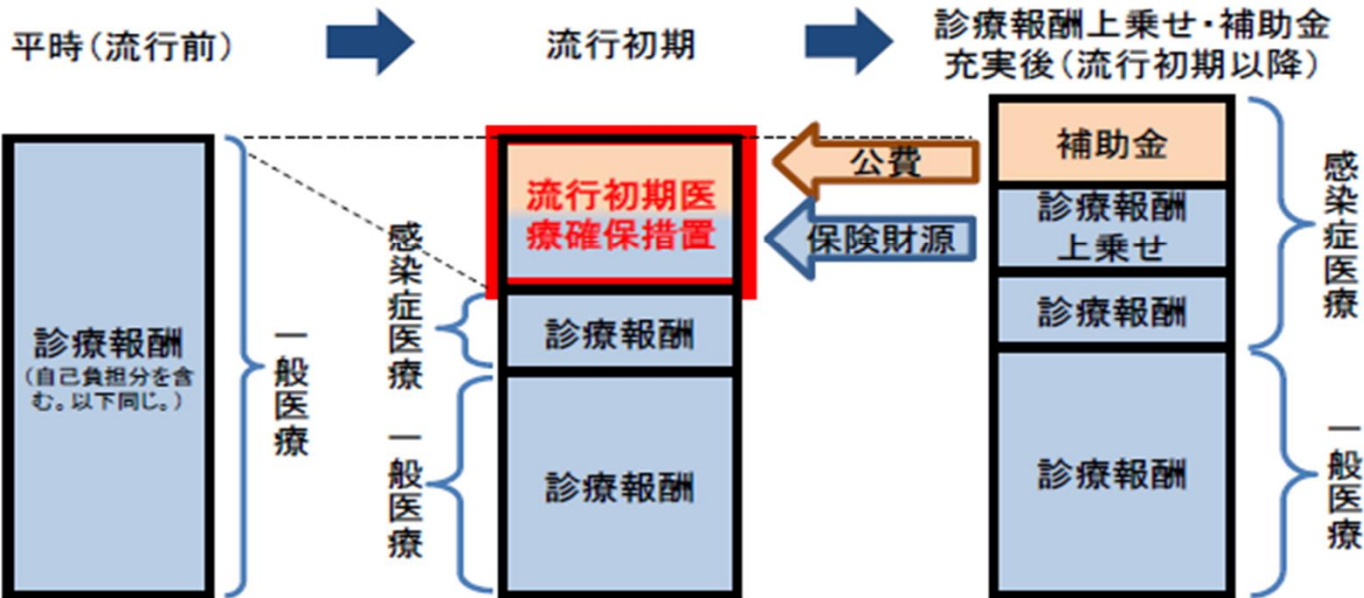


感染症に係る「流行初期医療確保措置」について

新型コロナウイルス対応において、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、補助金等の十分な財政支援が整備されるまでの間に、初動対応等を行う医療機関の診療報酬収入の月額が、流行前の同じ月の額を下回った場合に、その差額を補填する「**流行初期医療確保措置**」が国において構築されました。

「流行初期医療確保措置」を受けるためには、県と医療機関とが特別な協定を締結する必要があり、当該措置の対象となる基準については、厚生労働省令で定める基準を参酌し、知事が定めることとされています。

平時(流行前)、流行初期、診療報酬上乘せ・補助金充実後(流行初期以降)における「特別な協定を締結した医療機関」の収入(イメージ)



1 入院

国参酌基準

- ア 知事の要請があった日から起算して7日以内を実施すること
- イ 確保病床数が30床以上であること
- ウ 後方支援の医療の提供を行う医療機関と必要な連携を行うこと
その他入院措置を適切に実施するために必要な体制を構築すること

2 発熱外来

国参酌基準

- ア 知事の要請があった日から起算して7日以内を実施すること
- イ 1日あたり20人以上診療すること

※ 本県の基準については、国の参酌基準等を踏まえ、検討を進めます。